

災害時等における相互応援に関する協定書

山口市介護サービス提供事業者連絡協議会（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、次のとおり相互応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、山口市内において災害発生または災害が発生するおそれのある場合における支援体制を充実するため、甲及び乙の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（応援要請）

第3条 甲及び乙は、市内で災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合において、対応に必要な応援を要請することができる。

2 乙は、高齢者など配慮を必要とする避難者の受入れや介助者となる人材の派遣など、必要な応援を甲の事務局を通じて要請し、甲は、対応について構成事業所と調整のうえ乙に回答する。

3 甲及び乙は、第1項及び第2項に掲げる協力の要請があった場合には、可能な限りその要請に応えられるよう努めるものとする。

（協定書細目）

第4条 この協定書の実効性を確保するため、別に災害時等相互応援協定書細目を定める。

（経費の負担）

第5条 災害対応の協力に要する経費については、関係法令等の範囲内で甲乙が別途協議のうえ、その都度調整する。

（協議会の設置）

第6条 甲及び乙は、甲乙双方の情報共有を目的として年1回定例協議会を開催し、災害対応に係る課題の解決を目的とした協議会を必要に応じて随時開催するものとする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年7月8日

甲 山口市介護サービス提供事業者連絡協議会
会 長 内 田 芳 明

乙 山口市
山口市長 渡 辺 純 忠